

「審議会等委員への女性の登用推進方策」の全庁周知について

「第 4 次男女共同参画基本計画」の基本目標 I「あらゆる分野における男女共同参画の推進」において、女性が男性と対等に活躍し、女性の具体的な意見を取り入れた社会づくりのためには、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を積極的に推進していく必要があるとしている。

この基本目標達成に向けた指標目標の一つとして、審議会等への女性登用率 40%を目指し取り組んでいるところであるが、令和 3 年度末の数値は 24.9%、最新の令和 4 年 1 2 月 1 日現在では 26.9%と、上昇してはいるが目標には届かない状況である。

目標達成に向けての現在の対応として、下記のように取り組んでいる。

- ・審議会等委員の任用の際には決裁を人権政策課男女共同参画係へ合議、回付してもらう
- ・女性登用率 40%に満たない場合は「審議会等の女性委員の選任状況調査票」の提出を依頼し、女性登用が叶わない理由を分析し、今後の選任方針を記載してもらう
- ・登用率の低い審議会の担当所属に対し委員の選任期間満了が近づく段階でヒアリングを行い、次期改選時における登用率の上昇を促す
- ・「男女共同参画人材バンク」について周知し、利用促進を勧める

このように各審議会等の所管担当所属に働きかけているが、時間の経過や担当者の異動により検討内容が引き継がれずに改善につながらないことが多く感じられる。そこで、選任時に考慮いただきたい内容や関係資料を「審議会等委員への女性登用推進方策」として明文化し、全庁に周知したい。

調整経過

- ・1 月 16 日実施の男女共同参画推進会議において協議
- ・1 月 31 日実施の男女共同参画審議会において経過報告、確認

審議会等委員への女性の登用推進方策

1 目的

この方策は、第4次伊賀市男女共同参画基本計画に掲げる具体的施策2「市における女性登用の推進」を実現するため、審議会等委員の女性登用の拡大に関して必要な事項を定め、政策・方針決定の過程への女性の参画を促進することを目的とする。

2 対象

この方策は、附属機関の委員等の選任に関する基準（平成21年4月28日訓令第27号）に規定する附属機関の委員等を対象とする。

3 目標

審議会等に占める女性委員の割合は、定数の40パーセント以上を目標とし、その達成にむけ、積極的な登用に努めるものとする。

4 女性委員登用の推進方策

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方から、所管する審議会等委員の選任の際は、次に掲げる方策等により、女性の積極的な登用を図るものとする。

- ① 人権政策課が調整する「伊賀市男女共同参画人材バンク」を活用すること。
（参考資料1「伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱」）
- ② 委員の選出を関係団体へ依頼する場合は、本方策の趣旨を説明し、特に女性の積極的な参画を依頼する旨を明確に伝えること。（参考資料2「団体あて委員推薦依頼文例」）
- ③ 「充て職」により委員を選任する場合
 - ア 団体の長や役員等の職に限定せず、団体関係者の中から幅広く女性の参画に努めること。
 - イ 市の職員が委員となる場合については、引き続きその職に充てる必要があるかどうかを再検討し、その枠を適任とされる女性に充てるよう努めること。
- ④ 「団体推薦」により委員を選定する場合
 - ア 当該団体の長等の職にある者や役員に限定せず、当該団体の構成員の中から適任とされる女性を推薦するよう関係団体に依頼すること。
 - イ 推薦団体の見直しを行うなど、女性が推薦されやすいよう努めること。
- ⑤ 「専門分野または意見を聞く必要がある分野」については、狭義の専門分野に限定せず、関連領域にまで広げて女性の参画推進に努めること。
- ⑥ 前各号に上げる方法のほか、次にあげる方法を検討し可能な限り女性が参

画できる条件づくりを推進すること。

ア 市政運営への住民参画機会の拡大を推進するために公募制を積極的に導入するとともに、公募委員の選任に当たっては2分の1が女性委員となるよう努める。

イ 条例等における委員の選任規定及び選任方法を見直す。

5 検証

(1) 前項の方策を講じ委員の選定を行った結果、女性委員の割合が定数の40パーセント未満となる審議会等については、各々その理由を検証し「審議会等の女性委員の選任状況調査票」(参考資料3「審議会等の女性委員の選任状況調査票」)を作成し、決裁に添付すること。

(2) 人権政策課長は、必要に応じて女性登用目標未達成となる審議会の所管課長等へヒアリングを行い、女性登用が叶わない原因等を検証し、次回選任時における女性委員の積極的登用について要請するものとする。

6 登用状況の公表

人権政策課長は、毎年度、本方策の対象となる各審議会等における女性委員の登用状況について、伊賀市男女共同参画推進会議及び伊賀市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

参 考 资 料

○伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱

平成23年 7月22日告示第138号

改正

平成26年 1月28日告示第4号

平成27年 3月17日告示第27号

平成30年 3月30日告示第46号

令和 4年 4月 1日告示第56号

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 伊賀市男女共同参画基本計画に基づき、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進のため、伊賀市審議会等委員への女性の登用を促進し、あらゆる分野において性別に関係なく誰もが参画できるよう伊賀市男女共同参画人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(使用目的)

第2条 市が人材バンクを使用する目的は、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 市における各種審議会・委員会等の委員を選任するとき。
- (2) 市において事業の推進のために人材を必要とするとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(登録対象者)

第3条 人材バンクの登録対象者は、次の各号に掲げる要件にすべて該当する者とする。

- (1) 本市に在住、在勤、在学又は団体等の活動の拠点を有する者
- (2) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者
- (3) 教育、福祉、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識若しくは活動実績のある者又は有識者若しくは資格を有する者
- (4) 男女共同参画社会実現に関心がある者

(登録手続き)

第4条 人材バンクに登録を希望する者又は登録を推薦しようとする者は、伊賀市男女共同参画人材バンク登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録の審査)

第5条 市長は、提出された申請書を審査し、適当と認めた場合は、人材バンク登録者(以下「登録者」という。)として承認する。

2 市長は、審査の必要に応じ関係者の意見を聞くことができる。

3 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、これを速やかに審査し、伊賀市男女共同参画人材バンク登録決定(不決定)通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

4 人材バンクに登録しない決定をした申込者に対して、市長は、前項の通知をするに当たり、その理由を付さなければならない。

(台帳の管理)

第6条 市長は、伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳(様式第3号(以下「台帳」という。))を整備し、人材バンクに登録した個人情報、伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号)の規定に基づき管理するものとする。

2 この台帳を閲覧する場合は、伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳閲覧申請書(様式第4号)を人権政策課長に提出しなければならない。

3 市長は、第2条に掲げる目的以外に人材バンク登録者名簿を閲覧させてはならない。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、登録内容に変更があった場合は、速やかに伊賀市男女共同参画人材バンク登録変更申出書(様式第5号)を届け出なければならない。

2 登録者が、登録内容を抹消しようとする場合は、速やかに伊賀市男女共同参画人材バンク登録抹消申出書(様式第6号)を届け出なければならない。

(庶務)

第8条 人材バンクに関する庶務は、人権政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

人権政策課長 様

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱第6条第2項の規定に基づき、伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳の閲覧を申し出ます。

伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳閲覧申請書																											
所 属																											
所 属 長 名																											
閱 覧 者 名																											
利 用 目 的	1. 審議会等への女性委員候補選出のため 審議会等の名称：() 2. その他 ()																										
登 録 分 野	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 男女共同参画</td> <td><input type="checkbox"/> 地域活動</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 子育て・家族</td> <td><input type="checkbox"/> 福祉</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 社会保障</td> <td><input type="checkbox"/> 環境</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 国際交流</td> <td><input type="checkbox"/> 商工業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法律・行政</td> <td><input type="checkbox"/> 教育</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> まちづくり</td> <td><input type="checkbox"/> 農林業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 人権</td> <td><input type="checkbox"/> 水産業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 文化・芸術</td> <td><input type="checkbox"/> スポーツ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 高齢者福祉（介護）</td> <td><input type="checkbox"/> 政治・経済</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 消費生活</td> <td><input type="checkbox"/> 労働</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 医療・健康</td> <td><input type="checkbox"/> 語学</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報・通信</td> <td><input type="checkbox"/> 防災</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他（)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 男女共同参画	<input type="checkbox"/> 地域活動	<input type="checkbox"/> 子育て・家族	<input type="checkbox"/> 福祉	<input type="checkbox"/> 社会保障	<input type="checkbox"/> 環境	<input type="checkbox"/> 国際交流	<input type="checkbox"/> 商工業	<input type="checkbox"/> 法律・行政	<input type="checkbox"/> 教育	<input type="checkbox"/> まちづくり	<input type="checkbox"/> 農林業	<input type="checkbox"/> 人権	<input type="checkbox"/> 水産業	<input type="checkbox"/> 文化・芸術	<input type="checkbox"/> スポーツ	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉（介護）	<input type="checkbox"/> 政治・経済	<input type="checkbox"/> 消費生活	<input type="checkbox"/> 労働	<input type="checkbox"/> 医療・健康	<input type="checkbox"/> 語学	<input type="checkbox"/> 情報・通信	<input type="checkbox"/> 防災	<input type="checkbox"/> その他（)	
<input type="checkbox"/> 男女共同参画	<input type="checkbox"/> 地域活動																										
<input type="checkbox"/> 子育て・家族	<input type="checkbox"/> 福祉																										
<input type="checkbox"/> 社会保障	<input type="checkbox"/> 環境																										
<input type="checkbox"/> 国際交流	<input type="checkbox"/> 商工業																										
<input type="checkbox"/> 法律・行政	<input type="checkbox"/> 教育																										
<input type="checkbox"/> まちづくり	<input type="checkbox"/> 農林業																										
<input type="checkbox"/> 人権	<input type="checkbox"/> 水産業																										
<input type="checkbox"/> 文化・芸術	<input type="checkbox"/> スポーツ																										
<input type="checkbox"/> 高齢者福祉（介護）	<input type="checkbox"/> 政治・経済																										
<input type="checkbox"/> 消費生活	<input type="checkbox"/> 労働																										
<input type="checkbox"/> 医療・健康	<input type="checkbox"/> 語学																										
<input type="checkbox"/> 情報・通信	<input type="checkbox"/> 防災																										
<input type="checkbox"/> その他（)																											
備 考																											

(文書番号)

2022 (令和4) 年 月 日

(団体名称)

(代表者氏名) 様

伊賀市長 岡本 栄

(審議会等の名称) 委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、伊賀市政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、(審議会等の設置趣旨、当該団体からの委員推薦趣旨 など)

今後に置きましても、引き続き貴団体からのご支援を賜りたく、下記のとおり委員のご推薦をお願いいたく存じます。

なお、本市では、社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画し、多様な主体が活躍できる男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを積極的に推進しております。その一環として、『第4次男女共同参画基本計画』を策定し、具体的施策の一つとして「市における女性登用の推進」を実現するため、審議会等における女性委員の割合を40%以上とする目標数値を掲げ、審議会等への女性登用を積極的に推進しているところであります。

つきましては、貴団体におかれまして、本市の男女共同参画社会の形成を目指す取り組みにご理解をいただき、委員のご推薦に際しましては、積極的な女性委員の登用につきまして、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 委嘱期間 任期 年
令和 年 月 日から令和 年 月 日
2. 職務
3. 報酬 会議出席1回につき、 円を支払う。(交通費別途支給)
4. 会議等開催回数 年 回予定

(…その他、必要事項等記載…)

以上

事務担当

〒518 - 0000 伊賀市〇〇〇〇

伊賀市役所 〇〇課 〇〇

TEL0595 - 00 - 0000

審議会等の女性委員の選任状況調査票

年 月 日

附属機関名（審議会等名称）						
担当部署名		担当者名		電話番号		
改選前の選任状況			改選後の選任状況			次回改選時期
委員総数	男性委員	女性委員	委員総数	男性委員	女性委員	
割合	%	%	割合	%	%	
女性の数が委員総数の十分の四未満となる理由						
今後の選任方針						

注)

1. 女性の登用率が40%未満の附属機関（審議会等）についてのみ作成してください。
2. 任期途中の委員の交代時の委嘱伺にも添付してください。
3. 新たに附属機関を設置する場合についても作成してください。

審議会等の女性登用状況調査票(令和4年度)

女性登用0の審議会
 廃止審議会
 休会中 任期切れ

No	部名等	課名等	審議会等の名称	設置根拠法令	種類※	人数			女性割合%	意思決定の有無	あて職の有無	次期改選 年月日	広域圏 で設置	備考
						女	男	計						
1	市長直属	デジタル自治推進	伊賀市行政事務事業評価審査委員会	伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例	B	5	5	10	50.0	有	無	R 6 11 1	市単独	R4.10.31~設置
2	市長直属	防災危機対策局	防災会議	災害対策基本法	B	2	34	36	5.6	有	有	随時	市単独	
3	市長直属	防災危機対策局	国民保護協議会	法武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第三十	B	1	31	32	3.1	有	有	次回会議開催時	市単独	
4	総務部	総務課(選管含)	選挙管理委員会	地方自治法第181条	A	1	3	4	25.0	有	無	R 6 12 24	市単独	
5	総務部	総務課	指定管理者選定委員会	伊賀市指定管理者選定委員会条例	B	1	3	4	25.0	有	有	R 5 11 9	市単独	
6	総務部	総務課	情報公開・個人情報保護審査会	伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	B	1	3	4	25.0	有	無	R 6 10 1	市単独	
7	総務部	総務課	伊賀市行政不服審査会	伊賀市行政不服審査会条例	B	1	2	3	33.3	有	無	R 6 5 1	市単独	
8	総務部	人事課	伊賀市職員採用試験委員会	伊賀市職員採用試験委員会条例	B	2	6	8	25.0	有	有	R 5 4 1	市単	
9	総務部	秘書広報課	伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会	伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例	G	5	4	9	55.6	有	無	R 6 4 1	市単独	
10	総務部	秘書広報課	行政情報番組検討委員会	伊賀市行政情報番組検討委員会条例	B			0	-	有	有	R	市単独	休会中
11	総務部	契約監理課	入札等監視委員会	伊賀市入札等監視委員会条例	B	0	5	5	0.0	有	無	R 6 2 1	市単独	
12	企画振興部	総合政策課	総合計画審議会	伊賀市総合計画審議会条例	G	9	3	12	75.0	有	無	R 6 6 28	市単独	
13	企画振興部	総合政策課	伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会	伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	E	4	11	15	26.7	無	無	R 6 4 1	広域圏で設置	
14	企画振興部	総合政策課	伊賀市自治基本条例審議会	伊賀市自治基本条例審議会条例	G	4	10	14	28.6	有	無	R 5 11 5	市単独	
15	企画振興部	文化振興課	文部科学大臣賞選考委員会	俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例	B	2	5	7	28.6	有	無	R 5 4 1	市単独	
16	企画振興部	文化振興課	伊賀市民美術展覧会運営委員会	伊賀市民美術展覧会運営委員会条例	B	3	5	8	37.5	有	無	R 5 6 1	市単独	
17	企画振興部	文化振興課	伊賀市民美術展覧会審査員	伊賀市民美術展覧会審査員要綱	D			0	-	無	無	R 5 2 1	市単独	前回はR4.3.31で解散、休会中。次回R5.2.1~R5.3.31任用
18	企画振興部	文化振興課	芭蕉翁生家保存改修検討委員会	芭蕉翁生家保存改修検討委員会設置要綱	D	0	6	6	0.0	有	無	R - - -	市単独	R5.3まで
19	企画振興部	文化振興課	伊賀市文化振興審議会	伊賀市文化振興条例	B	4	8	12	33.3	有	有	R 6 5 1	市単独	
20	企画振興部	スポーツ振興課	スポーツ推進審議会	伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例/ スポーツ基本法第三十一条	B	8	7	15	53.3	有	無	R 6 9 1	市単独	
21	企画振興部	交通政策課	地域公共交通活性化再生協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	B	1	18	19	5.3	有	有	R 5 4 1	市単独	
22	企画振興部	交通政策課	地域公共交通活性化再生協議会地域部会	伊賀市地域公共交通活性化再生協議会地域部会規程	D	2	43	45	4.4	有	有	R 5 4 1	市単独	
23	財務部	資産経営課	旧上野ふれあいプラザ譲渡公募型プロポーザル審査委員会	旧上野ふれあいプラザ譲渡公募型プロポーザル審査委員会設置要綱	D			0	-	有	無	R	市単独	R4.3.31廃止
24	財務部	資産経営課	温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会	温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱	D	2	3	5	40.0	有	無	R	市単独	R4.10.20~R5.1.24予定
25	地域連携部	住民自治推進課	地域活動支援事業審査会	伊賀市地域活動支援事業審査会条例	G	2	4	6	33.3	有	有	R 6 6 1	市単独	
26	地域連携部	上野支所	上野住民自治地区連合会	伊賀市自治基本条例	H	0	22	22	0.0	有	有	随時	市単独	
27	地域連携部	伊賀支所	伊賀住民自治地区連合会	伊賀市自治基本条例	H	0	3	3	0.0	有	有	随時	市単独	
28	地域連携部	島ヶ原支所	島ヶ原財産区	島ヶ原財産区管理会条例	H	0	7	7	0.0	有	無	R 6 12 16	市単独	
29	地域連携部	阿山支所	阿山住民自治地区連合会	伊賀市自治基本条例	H	0	4	4	0.0	有	有	随時	市単	
30	地域連携部	大山田支所	大山田財産区管理会	伊賀市大山田財産区管理会条例	H	0	7	7	0.0	有	無	R 6 12 27	市単独	
31	地域連携部	大山田支所	大山田住民自治地区連合会	伊賀市自治基本条例	H	0	3	3	0.0	有	有	随時	市単独	
32	地域連携部	青山支所	青山住民自治地区連合会	伊賀市自治基本条例	H	1	5	6	16.7	有	有	随時	市単独	
33	人権生活環境	人権政策課	伊賀市男女共同参画審議会	伊賀市男女共同参画推進条例	B	8	5	13	61.5	有	無	R 5 7 27	市単独	
34	人権生活環境	人権政策課	人権政策審議会	伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例 第9条	G	7	12	19	36.8	有	有	R 6 11 1	市単独	
35	人権生活環境	人権政策課	いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法、伊賀市いじめ問題調査委員会条例	G	2	2	4	50.0	有	無	R 6 12 1	市単独	
36	人権生活環境	同和課	同和施策審議会	伊賀市同和施策審議会条例	B	4	10	14	28.6	有	有	R 5 1 31	市単独	
37	人権生活環境	多文化共生課	伊賀市多文化共生指針策定委員会	伊賀市多文化共生指針策定委員会設置要綱	D			0	-	有	有	R	市単独	R3.8月~休会中。R4.3.31廃止
38	人権生活環境	多文化共生課	伊賀市多文化共生推進プラン委員会	伊賀市多文化共生推進プラン委員会条例	B	9	6	15	60.0	有	有	R 5 11 15	市単独	
39	人権生活環境	生活環境課	伊賀市新斎苑整備運営事業審査委員会	伊賀市新斎苑整備運営事業審査委員会設置要綱	D			0	-	有	無	R なし	市単独	R4.9.30までR5.3.31廃止予定
40	人権生活環境	生活環境課	環境審議会	伊賀市環境基本条例	B	4	5	9	44.4	有	有	R 5 9 30	市単独	
41	人権生活環境	環境センター	区域外の一般廃棄物の受入れに関する審査会	伊賀市環境保全負担金条例	B	4	4	8	50.0	有	有	R 5 4 1	市単独	
42	人権生活環境	廃棄物対策課	伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等(取消し及び停止を含む。)に関する審査	伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等(取消し及び停止を含む。)に関する審査委員会条例	G	6	7	13	46.2	有	無	R 5 7 1	市単独	
43	人権生活環境	廃棄物対策課	伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会	伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例/廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七	B	4	11	15	26.7	有	無	R 6 11 1	市単独	
44	健康福祉部	医療福祉政策課	民生委員推薦会	民生委員法第5条・伊賀市民生委員推薦会設置要綱	B	3	4	7	42.9	有	有	R 5 4 1	市単独	
45	健康福祉部	医療福祉政策課	応急診療所運営検討会	伊賀市応急診療所運営検討会設置要綱	D	1	6	7	14.3	有	有	R 5 4 1	市単独	
46	健康福祉部	医療福祉政策課	地域福祉計画推進委員会	伊賀市地域福祉計画推進委員会条例	B	5	11	16	31.3	有	有	R 8 7 31	市単独	
47	健康福祉部	障がい福祉課	障がい者介護給付費等の支給に関する審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条・伊賀市障がい者介護給付費等の支給に関する審査会条例	B	3	7	10	30.0	有	無	R 6 4 1	市単独	
48	健康福祉部	障がい福祉課	障がい者地域自立支援協議会	伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例	B	11	8	19	57.9	有	有	R 6 4 1	市単独	
49	健康福祉部	障がい福祉課	障がい者福祉計画策定委員会	伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例	B			0	-	有	有	R	市単独	現在委嘱なし。休会中
50	健康福祉部	子ども未来課	伊賀市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条	B	14	4	18	77.8	有	無	R 6 10 1	市単独	
51	健康福祉部	保育幼稚園課	伊賀市立依那古保育所、依那古第2保育所民営化事業者選定委員会	伊賀市立依那古保育所、依那古第2保育所民営化事業者選定委員会設置要綱	B			0	-	無	有	R	市単独	(R2.10.2~休会中)要綱に廃止の規定なし
52	健康福祉部	保育幼稚園課	伊賀市保育所(園)民営化計画策定部会	伊賀市保育所(園)民営化計画策定部会設置要綱	D			0	-	有	有	R	市単独	R3.6.11新設。R3.10.5~休会中。R4.3.31廃止予定
53	健康福祉部	介護高齢福祉課	高齢者施策運営委員会	伊賀市高齢者施策運営委員会条例	B	6	9	15	40.0	有	無	R 7 3 31	市単独	
54	健康福祉部	介護高齢福祉課	老人ホーム入所判定委員会	伊賀市老人ホーム入所判定委員会条例	B	0	5	5	0.0	有	有	R 5 4 1	市単独	
55	健康福祉部	介護高齢福祉課	地域密着型サービス運営委員会	伊賀市地域密着型サービス運営委員会条例	B	4	9	13	30.8	有	無	R 7 3 31	市単独	
56	健康福祉部	介護高齢福祉課	介護認定審査会	介護保険法	B	27	62	89	30.3	有	無	R 5 4 1	市単独	
57	健康福祉部	保険年金課	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	B	7	14	21	33.3	有	無	R 7 1 1	市単独	
58	健康福祉部	健康推進課	伊賀市予防接種健康被害調査委員会	伊賀市予防接種健康被害調査委員会条例	B	0	5	5	0.0	有	有	R 6 9 30	市単独	
59	健康福祉部	健康推進課	伊賀市健康づくり推進協議会	伊賀市健康づくり推進条例	H	5	10	15	33.3	有	有	R 5 7 11	市単独	

女性登用〇の審議会
 廃止審議会
 休会中 任期切れ

No	部名等	課名等	審議会等の名称	設置根拠法令	種類※	人数			女性割合%	意思決定の有無	あて職の有無	次期改選 年月日	広域圏 で設置	備考
						女	男	計						
60	産業振興部	農林振興課	農業経営基盤強化促進協議会	伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例	B	2	9	11	18.2	有	無	R 5 9 30	市単独	
61	産業振興部	農林振興課	農業振興地域整備促進協議会	伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例	B	1	7	8	12.5	有	無	R 5 6 17	市単独	
62	産業振興部	農林振興課	人・農地プラン検討会議	伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例	B	4	7	11	36.4	有	無	R 6 2 14	市単独	
63	産業振興部	農林振興課	森林管理協議会	伊賀市森林管理協議会条例	B	2	10	12	16.7	有	有	R 4 3 18	市単独	
64	産業振興部	農林振興課	伊賀市食育推進計画策定会議	伊賀市食育推進計画策定会議設置要綱	D	12	3	15	80.0	有	無	R	市単独	答申を以って任期満了
65	産業振興部	商工労働課	伊賀サービスエリア運営委員会	伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例	H	1	9	10	10.0	有	有	R		必要に応じて任命しており、現在、任期満了している。来年度再度立ち上げ予定。
66	産業振興部	商工労働課	伊賀市産業振興条例策定委員会	伊賀市産業振興条例策定委員会設置要項	D	2	8	10	20.0	有	有	R		産業振興条例作成後終了(R4.9月議会で制定)
67	産業振興部	観光戦略課	(仮称)伊賀市観光振興ビジョン策定検討委員会	(仮称)伊賀市観光振興ビジョン策定検討委員会設置要綱	D	4	10	14	28.6	有	無	なし		
68	産業振興部	観光戦略課	伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業における事業者選定委員	伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業における事業者選定委員会設置要	D	2	9	11	18.2	有	無	なし	市単独	R4.4.19~設置
69	建設部	都市計画課	都市計画審議会	伊賀市都市計画審議会条例・都市計画法	B	4	9	13	30.8	有	有	R 5 2 15	市単独	
70	建設部	都市計画課	景観審議会	伊賀市ふるさと風景づくり条例	B	2	7	9	22.2	有	無	R 5 12 1	市単独	
71	建設部	都市計画課	伊賀市都市マスタープラン策定委員会	伊賀市都市マスタープラン策定委員会条例	B			0	-	有	無	R	市単独	マスタープラン作成後終了(R3年度終了)
72	建設部	都市計画課開発	伊賀市土地利用審議会	伊賀市の適正な土地利用に関する条例	B	3	2	5	60.0	有	無	R 6 1 19	市単独	
73	建設部	住宅課	伊賀市市営住宅あり方検討委員会	伊賀市市営住宅あり方検討委員会設置要綱	D			0	-	有	無	R	市単独	R3年度終了
74	建設部	住宅課	同和公営住宅運営委員会	伊賀市同和公営住宅運営委員会条例	G	1	4	5	20.0	有	無	R 5 8 1	市単独	
75	建設部	住宅課空き家対	伊賀市空き家等対策協議会	伊賀市空き家等対策協議会設置法	B	0	13	13	0.0	有	無	R 6 9 30	市単独	
76	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員	地方自治法第195条	A	1	1	2	50.0	有	無	随時	市単独	
77	監査委員事務局	監査委員事務局	公平委員会	地方公務員法第7条	A	1	2	3	33.3	有	無	随時	市単独	
78	監査委員事務局	監査委員事務局	固定資産評価審査委員会	地方税法第423条	A	3	3	6	50.0	有	無	R 4 12 9	市単独	
79	農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会	農業委員会等に関する法律	A	2	22	24	8.3	有	無	R 5 7 20	市単独	
80	農業委員会	農業委員会事務局	農地利用最適化推進委員	農業委員会等に関する法律	B	1	55	56	1.8	無	無	R 5 7 20	市単独	
81	教育委員会	教育総務課	教育行政評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	B	2	4	6	33.3	有	無	R 5 11 1	市単独	
82	教育委員会	教育総務課	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	A	2	2	4	50.0	有	無	R 4 12 25	市単独	毎年度
83	教育委員会	教育総務課	伊賀市ササユリ奨学金支給審査委員会	伊賀市ササユリ奨学金支給条例	B	1	4	5	20.0	有	有	R 5 7 1	市単独	
84	教育委員会	教育総務課	伊賀市同和奨学金支給選考委員会	伊賀市同和奨学金支給条例	B	1	9	10	10.0	有	有	R 5 7 1	市単独	
85	教育委員会	学校教育課	教育支援委員会	伊賀市教育支援委員会条例	B	7	8	15	46.7	有	有	R 5 4 1	市単独	
86	教育委員会	学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会	伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会	B	2	9	11	18.2	有	有	R 6 4 1	市単独	
87	教育委員会	学校教育課	伊賀市いじめ問題専門委員会	伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会	B	0	4	4	0.0	有	有	R 6 4 1	市単独	
88	教育委員会	学校教育課	伊賀市立中学校標準制服検討委員会	伊賀市立中学校標準制服検討委員会設置要綱	E	6	3	9	66.7	有	有	R	市単独	R4.7.1~設置 R6.3.31解散予定 改選の予定なし
89	教育委員会	いがっこ給食セン	給食センター運営委員会	伊賀市給食センター運営委員会条例	B	10	5	15	66.7	無	有	R 5 7 1	市単独	
90	教育委員会	生涯学習課	社会教育委員	社会教育法	B	5	7	12	41.7	有	有	R 5 7 1	市単独	
91	教育委員会	生涯学習課	子ども健全育成施策検討委員会	伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例	B			0	-	有	有	R	市単独	R1.6.30より休会中
92	教育委員会	生涯学習課	放課後子どもプラン施策検討委員会	伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例	B	3	6	9	33.3	有	有	R 5 8 1	市単独	
93	教育委員会	生涯学習課	青少年センター運営委員会	伊賀市青少年センター条例	B	3	19	22	13.6	有	有	R 5 6 1	市単独	
94	教育委員会	生涯学習課	公民館運営審議会	社会教育法	B	7	6	13	53.8	有	無	R 5 7 1	市単独	
95	教育委員会	文化財課	文化財保護審議会	文化財保護条例	B	1	7	8	12.5	有	無	R 6 11 1	市単独	
96	教育委員会	文化財課	伊賀市歴史的風致維持向上協議会	伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱	D	1	10	11	9.1	無	有	R 6 4 1	市単独	
97	教育委員会	文化財課	史跡伊賀国跡保存整備事業指導委員会	史跡伊賀国跡保存整備事業指導委員会設置要綱	C	0	6	6	0.0	無	有	R 6 4 1	市単独	
98	教育委員会	文化財課	市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会	市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱	D	0	3	3	0.0	無	無	R 6 4 1	市単独	
99	教育委員会	文化財課	伊賀市文化財保存活用地域計画協議会	伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱	B	2	11	13	15.4	有	有	R 5 6 1	市単独	
100	教育委員会	上野図書館	図書館協議会	図書館法第14条~第16条	B	6	4	10	60.0	有	有	R 5 8 1	市単独	
101	消防本部	消防総務課	消防委員会	伊賀市消防委員会条例	G	2	13	15	13.3	有	有	R 5 4 1	市単独	
102	水道部	施設課	水道水源保護審議会	水道法(昭和32年法律第177号)	G			0	-	無	無	R	市単独	R1.8.8より休会中
103	上下水道部	経営企画課	伊賀市下水道事業経営検討委員会	伊賀市下水道事業経営検討委員会設置要綱	D			0	-	有	無	R	市単独	R5.3.31廃止予定
合計						299	811	1110	26.9					

※種類

- A【法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)】(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会)
- B【法令、条例に基づき設置され、調停、審査、審議、調査を行なう機関(地方自治法第202条の3)】
- G【法令、条例に基づき設置され、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関(138条の4第3項)】
- H【法令、条例に基づき設置され、意思決定のある機関(地方自治法第202条の3・138条の4第3項以外)】
- C【法令、条例に基づき設置され、委員間の業務連絡、調整、情報交換を行なう機関】
- D【要綱、規則等により設置され、調停、審査、審議、調査を行なう機関】
- E【要綱、規則等により設置され、調停、審査、審議、調査を行わない機関】
- F【その他】

審議会女性登用率調べ

	女性（人）	男性（人）	計（人）	女性登用率（％）
平成20年度（H21.1末）	403	970	1373	29.4
平成21年度（H22.3末）	394	930	1324	29.8
平成22年度（H23.3末）	419	992	1411	29.7
平成23年度（H24.3末）	473	1084	1557	30.4
平成24年度（H25.3末）	471	1028	1499	31.4
平成25年度（H26.3末）	468	1062	1530	30.6
平成26年度（H27.3末）	449	994	1443	31.1
平成27年度（H28.3末）	312	904	1216	25.7
平成28年度（H29.3末）	290	869	1159	25.0
平成29年度（H30.3末）	263	839	1102	23.9
平成30年度（H31.3末）	244	812	1056	23.1
平成31年度（R2.3末）	252	827	1079	23.4
令和2年度（R3.3末）	259	870	1129	22.9
令和3年度（R4.3末）	279	843	1122	24.9
令和4年度（R4.12末）	299	811	1110	26.9

参考

基本目標 I

あらゆる分野における男女共同参画の推進

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(GGI)※をみると、2019(令和元)年では、153か国中121位と低い状況にとどまっています。政治参画における分野が特に低く、参画する機会が十分でないといえます。

就労の場では、法律面での整備は進んでいるものの、人々の意識の中に性別による固定的な役割分担意識や、男性が厚遇される傾向が残っているために、職務分担や処遇に影響を与えています。その結果、女性が男性と対等な仕事上のパートナーとして扱われなかったり、女性が能力を発揮する機会が失われていたりすることもあります。

第3次計画の取り組みでは、審議会委員、住民自治協議会運営委員会への女性の登用を各審議会、各住民自治協議会へ促しました。しかしながら審議会においては、専門知識等の有無により、女性の専門有識者が少ない現状です。また、住民自治協議会運営委員についても女性参画率が低い現状であることから、まずは、各自治会長への女性の登用の推進を図るなど、啓発を進める必要があります。

今後は、「女性防災リーダー養成研修」を踏まえて、住民自治協議会における、女性の視点からの防災のあり方を住民自治協議会単位で構築していくことにより、女性と地域の関りをつなげていく必要があります。

また、毎年開催している「いきいき未来いが」では、市内の企業の賛同を得ながら、男性の参加者も増加し、3年前から若者、特に高校生がオープニングに出演して、男女共同参画の意義・目的を伝えてきました。

SDGsにおいて、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられているほか、国においても「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」としていますが、いまだに到達していない状況です。男女が対等な社会の構成員として責任を分かち合い、多様な意思が政策に反映され、誰もが暮らしやすい社会となるよう、あらゆる分野において女性が男性とともに参画することを推進します。

数 値 目 標

指 標 目 標	現況 R1	目 標 R7
審議会等への女性登用率	23.4%	40%
市職員における女性管理職の割合 (うち一般行政職員における女性の管理職の割合)	34.1% (29.5%) (R2.4.1 現在)	38% (34%)
企業人権啓発訪問数	181	260 (内、人企連数:85)
商工会議所、商工会加入企業のうち女性の経営者の割合	12.2%	13%
伊賀市農業経営基盤強化促進協議会委員に占める女性委員の割合	10.0%	30%
住民自治協議会運営委員の女性の参画率	14.7%	30%
伊賀市男女共同参画ネットワーク会議※加入数 (団体・個人)	56 (団体 49、個人 7)	70 (団体 52、個人 18)
女性防災リーダー養成研修修了生人数	-	45 人 (R2~R4 3 年間事業)

具体的施策 2 市における女性登用の推進

【この施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール(目標)】



行政の役割

取組		概要
3	審議会等委員の女性登用の拡大	審議会等委員に、女性を積極的に登用する必要性の意識を徹底させます。また人材バンクの登録者の活用や、団体への協力要請など、それぞれの審議会等の状況に応じた方法を用いて、女性の登用拡大を進めます。
4	市職員の管理職への女性登用の拡大	日常的な業務分担が男女均等になっていることを、所属長中心に再確認を行うとともに、能力と適性に基づき市女性職員の管理職への更なる積極的登用を推進します。
5	市女性職員の職域拡大	各種研修を通じ、市政を担う市職員の能力向上を図り、性別にとらわれず、それぞれの能力や適性に応じた職員配置を行います。

市民・事業者等の役割

- ・市民は、市政に関心をもち、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。
- ・市民は、審議会等委員に参画できる機会があれば、積極的に参画するよう努めます。
- ・市民は、市の女性職員登用、職域拡大について理解を深めます。